

毎週火、金曜日発行(但休日に当る、昭和四年四月十五日第三種郵便物認可)

(第百)

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇電気事業管理規程 鳥取県電気局組織規程等を廃止する規程
- ◇電気事業訓令 鳥取県電気局文書事務処理規程等を廃止する規程

## 電気事業管理規程

鳥取県電気局組織規程等を廃止する規程をここに公布する。

昭和三十八年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県管電気事業管理規程第二号

鳥取県電気局組織規程等を廃止する規程

次に掲げる規程は、廃止する。

鳥取県電気局組織規程(昭和三十二年七月鳥取県管電気事業管理規程第一号)

鳥取県電気局に勤務する職員の職の設置に関する規程(昭和三十二年七月鳥取県管電気事業管理規程第二号)

鳥取県管電気事業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程(昭和三十二年七月鳥取県管電気事業管理規程第三号)

鳥取県管電気事業に従事する企業職員等の旅費規程(昭和三十二年七月鳥取県管電気事業管理規程第四号)

鳥取県電気局事務専決及び代決規程(昭和三十二年七月鳥取県管電気事業管理規程第五号)

鳥取県管電気事業財務規程(昭和三十二年九月鳥取県管電気事業管理規程第六号)

鳥取県電気局企業職員就業規則(昭和三十二年十一月鳥取県管電気事業管理規程第八号)

鳥取県管電気事業管理規程(昭和三十六年六月鳥取県管電気事業管理規程第四号)

企業職員の職務の等級に分類される職に関する規則(昭和三十六年六月鳥取県管電気事業管理規程第四号)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

### 電気事業訓令

鳥取県管電気事業訓令第四号

鳥取県電気局文書事務処理規程等を廃止する規程を次のように定める。

昭和三十八年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県電気局文書事務処理規程等を廃止する規程

次に掲げる訓令は、廃止する。

鳥取県電気局文書事務処理規程 (昭和三十二年七月鳥

取県管電気事業訓令第二号)

鳥取県電気局公印規程 (昭和三十二年七月鳥取県管電

気事業訓令第一号)

鳥取県電気局の発電所処務規程 (昭和三十二年八月鳥

取県管電気事業訓令第三号)

鳥取県電気局職員勤務評定規程 (昭和三十二年八月鳥

取県管電気事業訓令第四号)

鳥取県電気局職員研修規程 (昭和三十二年八月鳥取県管電気事業訓令第五号)

鳥取県管電気事業工事検査規程 (昭和三十二年八月鳥

取県管電気事業訓令第六号)

鳥取県電気局被服貸与規程 (昭和三十二年九月鳥取県

管電気事業訓令第七号)

鳥取県管発電所ダム管理規程 (昭和三十五年九月鳥取

県管電気事業訓令第二号)

鳥取県電気局公文規程 (昭和三十八年三月鳥取県管電

気事業訓令第二号)

文書の左横書きの実施に関する規程 (昭和三十八年三

月鳥取県管電気事業訓令第三号)

#### 附 則

この訓令は、昭和三十八年五月十九日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所

定価 一月五〇円 (印刷料共)